

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------------|
| 5 | 御殿場市 地方税の収納管理に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、地方税の収納管理に関する事務及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税の納付管理に関する事務では、事務の一部を嘱託職員に委託しているため、嘱託職員選定の際に情報保護管理に対する意識を確認し、併せて機密保持に関しても誓約書を交わすことで万全を期している。

評価実施機関名

御殿場市長 若林 洋平

公表日

平成27年9月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 地方税の収納管理に関する事務に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税の収納情報・滞納整理情報の管理、消込、滞納整理、過誤納の処理、統計出力、各種税証明の出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻</p> |
| ③システムの名称 | 宛名情報システム 収納管理システム 滞納管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 宛名情報ファイル 口座情報ファイル 収納情報ファイル 滞納者情報ファイル 同一人情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一 二、十六、十七、十九、二十四、三十の項並びに地方税法等 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | (特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 一、二、三、四、六、八、十六、二十六、二十七、二十八、二十九、三十一、四十二、四十六、四十八、五十七、六十一、六十二、六十六、六十七、七十四、八十、九十四、百十三、百十六の項 (特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 二十七、四十四、四十五の項 地方税法等 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 御殿場市役所 総務部 税務課 |
| ②所属長 | 税務課長 長田喜明 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部 税務課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4128 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同上 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

